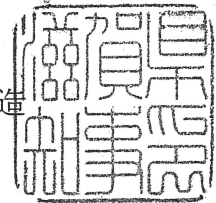




滋 琵 レ 対 第 2 号
令和元年(2019年)12月25日

滋賀県琵琶湖レジャー利用適正化審議会
会長 井手 慎司 様

滋賀県知事 三日月 大造



プレジャーボートの航行規制水域の変更について（諮問）

このことについて、既に指定済みのプレジャーボートの航行規制水域を変更したいので、滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例第12条第9条で準用する第4項の規定に基づき、下記諮問事項について、貴審議会の意見を問います。

記

諮問事項

プレジャーボートの航行規制水域の変更について（別紙案）

別紙案

諮 問 事 項

プレジャーボートの航行規制水域の変更について

○航行規制水域（変更）（案）一覧表

（第12条第1項第2号関係）変更

No.	地 区 名
2	守山市木浜町～草津市下物町

滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例

プレジャーボートの航行規制水域 (2019年3月現在)

■ 航行規制水域一覧 (条例第12条第1項第1号関係)

住宅等の騒音防止

No.	地 区 名
①	大津市柳が崎～際川
②	大津市雄琴
③	大津市真野
④	大津市小野～荒川
⑤	大津市大物～北小松
⑥	高島市安曇川町四津川～横江浜
⑦	高島市新旭町饗庭～今津町浜分
⑧	高島市今津町深清水～マキノ町海津
⑨	長浜市西浅井町大浦
⑩	米原市磯
⑪	彦根市松原～馬場
⑫	彦根市大藪～八坂
⑬	彦根市須越～薩摩
⑭	彦根市薩摩～田附
⑮	彦根市新海
⑯	守山市今浜
⑰	長浜市西浅井町菅浦
⑱	近江八幡市沖島
⑲	高島市マキノ町海津～長浜市西浅井町大浦(大門)
⑳	長浜市西浅井町大浦(小ツ組～三位)
㉑	東近江市栗見出在家町～近江八幡市白王町
㉒	野洲市菖蒲～吉川

■ 航行規制水域一覧 (条例第12条第1項第2号関係)

水産動物の増殖場および養殖場保全

No.	地 区 名
①	菖蒲吉北山田町～吉山山田町
②	守山市木浜町～草津市下物町

■ 航行規制水域一覧 (条例第12条第1項第3号関係)

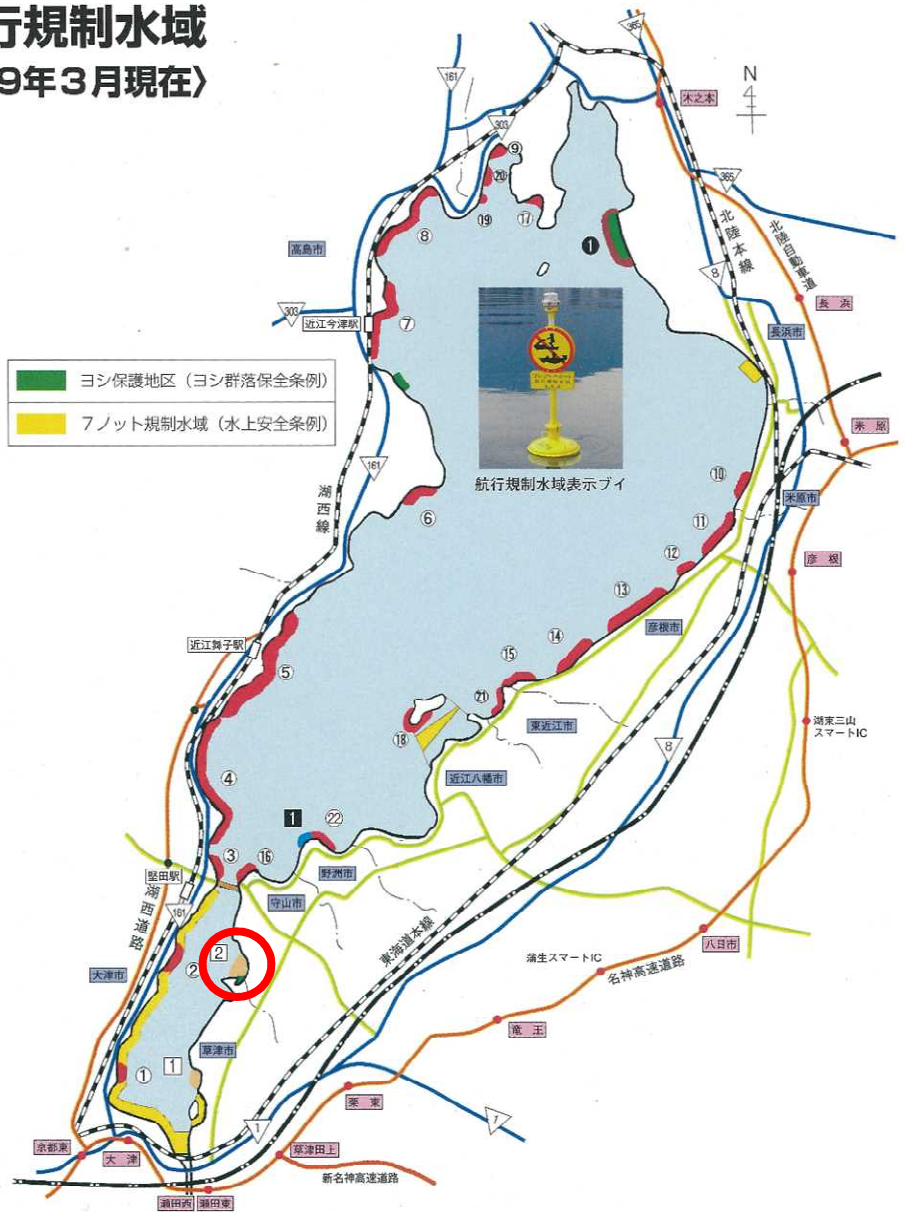
水鳥の営巣地保全

No.	地 区 名
①	長浜市湖北町尾上～早崎町

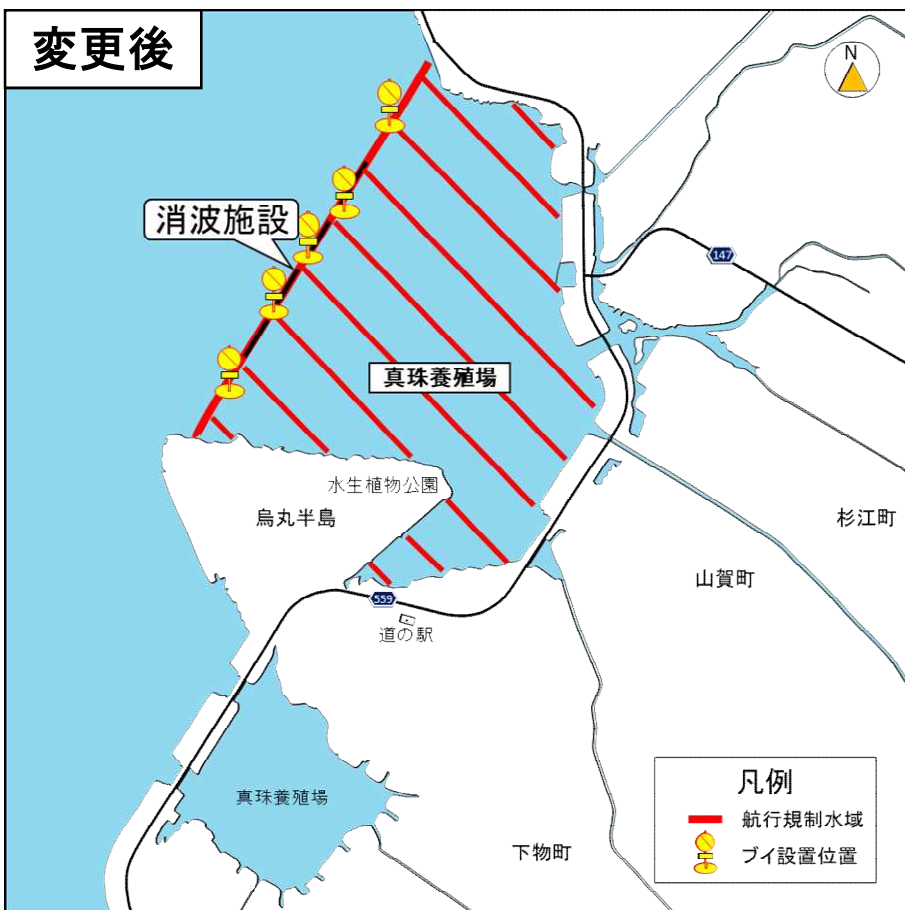
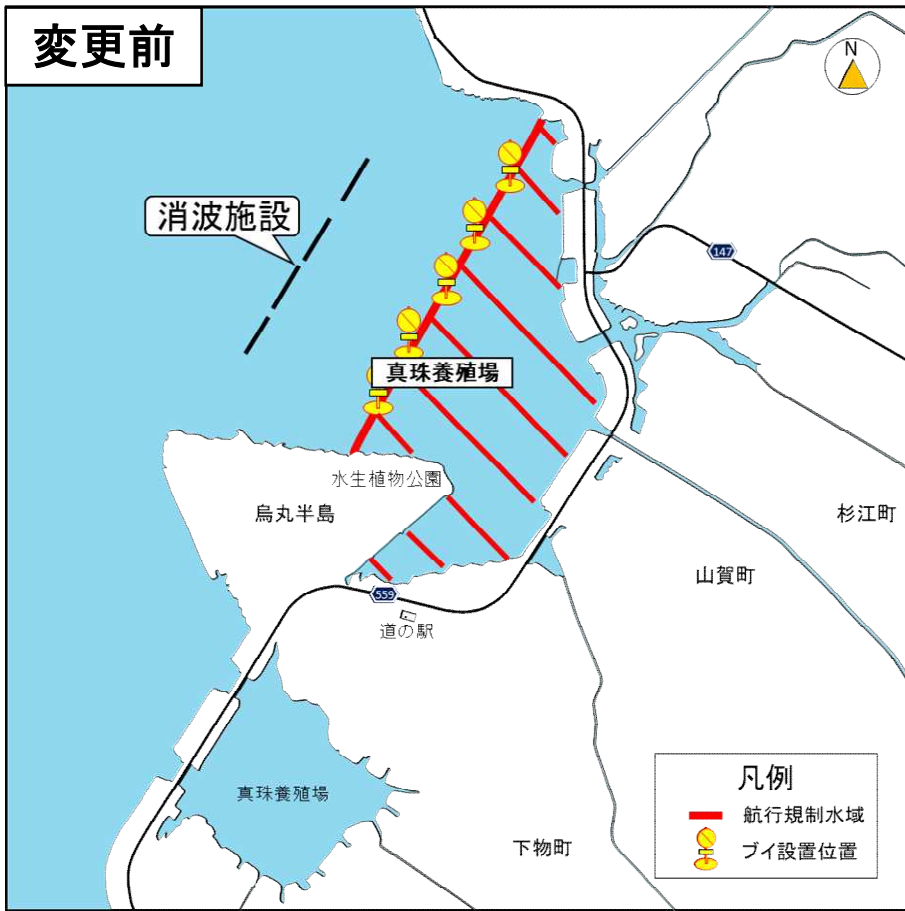
■ 航行規制水域一覧 (条例第12条第1項第4号関係)

良好な利用環境の確保

No.	地 区 名
①	野洲市吉川



2 守山市木浜町－草津市下物町地区



航 行 規 制 水 域 検 討 資 料

(第 1 2 条 第 1 項 第 2 号)

2 守山市木浜町～草津市下物町

(位置図)
現況



(現況)

- ・ 当水域では、消波施設内側の一部水域を航行規制水域に指定している。
- ・ 消波施設内側の静穏な水域において、玉津小津漁業協同組合により湖上生産施設（湖上筏）が設置され、真珠養殖が行われている。
- ・ 一方で、消波施設と航行規制水域の間については、航行規制水域に指定されていないため、静穏な水面を求めるウェイクボード利用者のプレジャーボートが消波施設内側の筏周辺でウェイクボードを行っている。
- ・ 漁業者によると、ウェイクボードをえい航するプレジャーボートが頻繁に航行し、発生する波の影響により真珠養殖の作業に支障を来し、真珠の生育環境に影響を及ぼしている。

(守山市および草津市の意見)

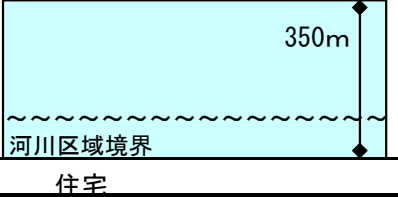
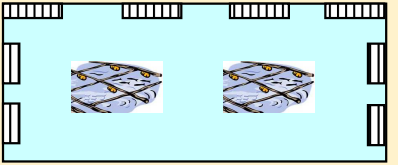
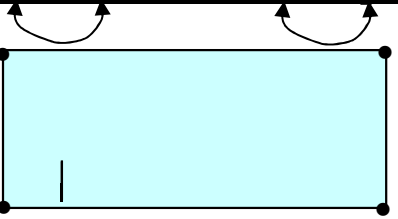
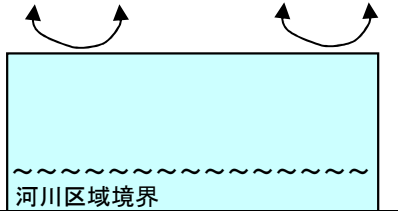
- ・ 特になし

(日本ウェイクボード協会滋賀県支部の意見)

- ・ 消波施設を外挿したラインの内側までということであれば、了承する。

(今後の対応)

- ・ ウェイクボードを利用するプレジャーボートの曳き波が作業や生育環境に影響を及ぼしていることから、現在指定している航行規制水域（消波施設内側の一部水域）を拡大（消波施設内側の全水域）したい。

航行規制水域		項目	水上オートバイ	その他のプレジャーボート	内容	考え方
第1号	生活環境保全水域 [第12条第1項第1号]	△	△			<ul style="list-style-type: none"> ・騒音による生活環境への被害を防止する。(2水域) ・騒音を減じての、最短距離の航行は可能。
第2号	水産動物の生息環境保全水域 [第12条第1項第2号]	△	えい航×	△		<ul style="list-style-type: none"> ・ウェイクボード等をえい航する動力航行による、増殖場・養殖場への波の被害を防止する。(2水域) ・上記以外の、最短距離での航行は可能。
第3号	水鳥の生息環境保全水域 [第12条第1項第3号]	×	×			<ul style="list-style-type: none"> ・騒音によるヨシ帯(水鳥営巣地)での水鳥の生息環境への影響を防止する。(1水域) ・航行禁止。
第4号	利用調整水域 [第12条第1項第4号]	×	△			<ul style="list-style-type: none"> ・水上オートバイ利用者と他のレジャー利用者との利用調整を図る。(1水域) ・水上オートバイは航行禁止。

×は航行禁止、△は航行制限

航行規制水域の変更に係るスケジュール(案)

2019年

3/8~
11/7

利害関係者と協議

目的

・赤野井湾の航行規制水域改定に向け、両者の確認

11/22

関係市(草津市・守山市)に意見聴収(条例第12条第4項)

12/25

琵琶湖レジャー利用適正化審議会へ諮問
(条例第12条第4項)

2020年

1月中旬

琵琶湖レジャー利用適正化審議会から答申

2月中

答申内容を受け、変更する旨および区域の案の公告および縦覧(4週間)(条例第12条第5項)

3月中旬

航行規制水域を変更する旨および区域を告示し、縦覧し、発効(条例第12条第7項)